



島根県報

平成28年7月29日（金）

号外 第 146 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一（廃棄物対策課） 2
部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則（規則第79号）

1 規則の概要

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

2 施行期日

平成28年8月1日から施行することとした。

規**則**

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第79号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則（平成14年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」に改める。

第3条を次のように改める。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管等の状況の縦覧場所）

第3条 省令第12条、第22条及び第30条の規定による縦覧は、島根県環境生活部廃棄物対策課及び法第2条第5項に規定する保管事業者若しくは法第8条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分をする者のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は法第2条第6項に規定する所有事業者の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所（以下「保管の場所等」という。）を所管する保健所において行うものとする。

第4条を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

提出書類	提出先	提出部数
ア 省令第9条第1項、第20条第1項及び第27条第1項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）	保管の場所等 等を所管する保健所	2部
イ 省令第9条第1項及び第20条第1項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（処分業者用）		
ウ 省令第10条第2項、第11条、第21条及び第28条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書		
エ 省令第13条、第23条及び第31条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書		
オ 省令第14条及び第32条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書		
カ 省令第17条及び第34条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書		
キ 省令第25条第1項及び第35条第1項の規定による承継届出書		
ク 省令第26条第2項及び第36条の規定による譲受け届出書		

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成28年 8 月 1 日から施行する。